

領収書の交付について

【 相談内容 】

- 診療所にかかったが、領収書がもらえなかった
- 明細のないレシートを渡された
- もらった領収書をなくしてしまったので再発行してもらいたい

【 考え方等 】

保険医療機関等は、患者から療養の給付に係る一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、治療費・薬代等の個別の費用ごとに区分して記載した領収書を交付しなければならないこととされています。

(保険医療機関及び保健医療養担当規則 第5条の2)

まずは、医療機関に詳細な領収書を発行するようご相談ください。

領収書の再発行については行っていないのが一般的ですが、「支払証明書」「診療費証明書」といった「この期間にいくら支払いがあったかを証明する」文書を交付してくれる場合もあるので、医療機関にどのような対応をとっているかご相談ください。